

国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 育児休業等</p> <p>第1節 育児休業(第2条―第15条)</p> <p>第2節 育児短時間勤務(第16条―第22条)</p> <p>第3節 育児部分休業(第23条―第28条)</p> <p>第4節 その他(第29条―第31条)</p> <p>第3章 介護休業等</p> <p>第1節 介護休業(第32条―第39条の2)</p> <p>第2節 介護短時間勤務(第40条―第46条の2)</p> <p>第3節 介護部分休業(第47条―第52条の2)</p> <p>第4節 その他(第53条―第55条)</p> <p>第4章 早出遅出勤務(第56条―第59条)</p> <p>第5章 ハラスメントの防止等(第60条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 育児休業等</p> <p>第1節 育児休業 (育児休業)</p> <p>第2条 この規程において、「育児休業」とは、職員が3歳(次条第1項第1号に該当する職員については1歳6ヶ月。以下第5</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 育児休業等</p> <p>第1節 育児休業(第2条―第15条)</p> <p>第2節 育児短時間勤務(第16条―第22条)</p> <p>第3節 育児部分休業(第23条―第28条)</p> <p>第4節 その他(第29条―第31条)</p> <p>第3章 介護休業等</p> <p>第1節 介護休業(第32条―第39条の2)</p> <p>第2節 介護短時間勤務(第40条―第46条の2)</p> <p>第3節 介護部分休業(第47条―第52条の2)</p> <p>第4節 その他(第53条―第55条)</p> <p>第4章 早出遅出勤務(第56条―第59条)</p> <p>第5章 ハラスメントの防止等(第60条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 育児休業等</p> <p>第1節 育児休業 (育児休業)</p> <p>第2条 この規程において、「育児休業」とは、職員が3歳(次条第1項第1号に該当する職員については2歳。以下第5条及び</p>	

<p>条及び第6条第1項第2号において同じ。)に満たない子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護する者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者、及び同法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。第32条を除き、以下同じ。)を養育するためにする休業をいう。</p> <p>(育児休業の申出)</p> <p>第4条 育児休業を取得しようとする職員は、育児休業を開始しようとする期間の初日(以下「育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「育児休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該育児休業開始予定日の1ヶ月前の日までに育児休業申出書に必要な証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(育児休業の申出回数)</p> <p>第7条 育児休業の申し出は、一子につき1回限り(当該育児休業</p>	<p>第6条第1項第2号において同じ。)に満たない子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護する者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者、及び同法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。第32条を除き、以下同じ。)を養育するためにする休業をいう。</p> <p>(育児休業の申出)</p> <p>第4条 育児休業を取得しようとする職員は、育児休業を開始しようとする期間の初日(以下「育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「育児休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該育児休業開始予定日の1ヶ月前 <u>(第7条第2項に規定する再度の申し出にあつては2週間前)</u> の日までに育児休業申出書に必要な証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(育児休業の申出回数)</p> <p>第7条 (略)</p>	
--	---	--

<p>に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内に職員が当該子を養育するためにした最初の申し出によりする育児休業を除く。)とする。また、双子以上の場合もこれを一子とみなす。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度の申し出ができるものとする。</p> <p>(1) 育児休業している職員が新たな子を妊娠し、新たな育児休業又は産前産後の休暇を取得したことにより最初の育児休業が終了した場合で、当該新たな子が死亡又は養子縁組等により別居することとなったとき。</p> <p>(2) 育児休業している職員が介護休業の開始により育児休業が終了した場合で、当該介護休業が終了する日までに、当該介護休業に係る対象家族が死亡したとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業に係る対象家族との親族関係が消滅したとき。</p> <p>(3) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じるとき。</p> <p>(4) 育児休業に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。</p> <p>(5) 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないと</p>		
---	--	--

<p>き。</p> <p>(育児休業終了予定日の変更)</p> <p>第9条 育児休業の申し出をした職員は、育児休業終了予定日の1月前の日までに育児休業期間変更申出書で学長に申し出ることにより、育児休業終了予定日を1回に限り、育児休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(育児休業終了予定日の変更)</p> <p>第9条 育児休業の申し出をした職員は、育児休業終了予定日の1月前 <u>(育児休業終了予定日が、子が1歳に達する日の翌日以降である育児休業にあつては2週間前)</u>の日までに育児休業期間変更申出書で学長に申し出ることにより、育児休業終了予定日を1回に限り、育児休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	
---	--	--

附 則(平成29年10月2日規程第25号)

この規程は、平成29年10月2日から施行し、平成29年10月1日から適用する。